

官報

号外

昭和三十一年四月十三日

○第二十四回 参議院會議録第三十五号

昭和三十一年四月十三日(金曜日)午前
十一時五十三分開議

議事日程 第三十五号

昭和三十一年四月十三日

午前十時開議

第一 地代家賃統制令の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第二 公共工事の前払金保証事業
に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農業改良資金助成法案(内
閣提出、衆議院送付)

第四 北海道に簡易保険、郵便年
金加入者ホーム設置の請願(五
件)

第五 簡易保険診療所の増設等に
関する請願(五件)

第六 簡易保険の保険金最高制限
額引上げに関する請願(五件)

第七 簡易保険、郵便年金積立金
の融資範囲拡大等に関する請願
(五件)

第八 兵庫県明石市藤匠町に郵便
局設置の請願

第九 郵便年金支給額増額に関す
る請願

第一〇 郵便年金支払額更正に関
する請願

第一一 福島市向嶺田地区に郵便
局設置の請願

第一二 小規模郵便局制度改革に
関する請願

第一三 愛媛県七川郵便局存置
に関する請願

第一四 宮城県中新田駅前郵便局
の集配事務存続に関する請願

第一五 岩手放送株式会社の放送
局出力変更に関する請願

第一六 愛知県小鈴谷町の電話増
設に関する請願

第一七 群馬県藤岡市藤岡地区に
無集配特定郵便局設置の請願

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

一昨十一日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

外務委員 最上 英子君

大蔵委員 新谷寅三郎君

社会労働委員 平林 剛君

通信委員 山本 經勝君

同 鹿島守之助君

同 小瀧 彬君

同 高野 一夫君

議院運営委員 大谷 實雄君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

外務委員 鹿島守之助君

同 小瀧 彬君

大蔵委員 山本 經勝君

社会労働委員 平林 剛君

通信委員 最上 英子君

同 新谷寅三郎君

同 佐野 廣君

同 高野 一夫君

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

有料職業紹介所に関する条約(千九
百四十九年の改正条約)(第九十六
号)の批准について承認を求めるの
件

同日国会において承認することを議決
した左の件を内閣に送付し、その旨衆
議院に通知した。

オランダ国民のある種の私的請求権
に関する問題の解決に関する日本国
政府とオランダ王国政府との間の議
定書の締結について承認を求めるの
件

すべての種類の鉱山の坑内作業にお
ける女子の使用に関する条約(第四
十五号)の批准について承認を求め
るの件

有料職業紹介所に関する条約(千九
百四十九年の改正条約)(第九十六
号)の批准について承認を求めるの
件

去る十日議長は内閣総理大臣宛、左の
者を第二十四回国会政府委員に任命す
ることを承認した旨回答した。

總理府恩給局長 八巻淳之輔君

建設大臣官 水野 岑君

同 房参事官

一昨十一日議長は内閣総理大臣宛、左
の者を第二十四回国会政府委員に任命
することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から議長宛、文部大
臣官房会計参事官天城勲君及び農林大
臣官房經理厚生課長家治清一君(去る
七日の議長承認のとおり)を、建設大
臣官房参事官水野岑君及び總理府恩給
局長八巻淳之輔君(去る十日の議長承
認のとおり)を、内閣總理大臣官房賞
勲部長村田八千穂君(前掲の議長承認
のとおり)を第二十四回国会政府委員
に任命した旨の通知書を受領した。

昨十二日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

内閣委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

遠藤 柳作君

長島 銀藏君

松浦 清一君

若木 勝藏君

小笠原三男君

中川 以良君

龜田 得治君

山本 經勝君

小林 孝平君

藤原 道子君

竹中 勝男君

高良 とみ君

東 隆君

深水 六郎君

木島 虎藏君

川村 松助君

大和 与一君

森田 義衛君

永岡 光治君

中田 吉雄君

木島 虎藏君

川村 松助君

昭和三十一年四月十三日 参議院會議録第三十五号 會議 議員の請暇 裁判官彈劾裁判所裁判員辭任の件 議事日程追加の件 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙 地代 四五二

運輸委員

同 遠藤 柳作君

同 長島 銀藏君

同 竹中 勝男君

同 高良 とも君

同 小笠原三男君

同 建設委員 若木 勝藏君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

通信委員

理事 久保 等君(久保等君の補欠)

理事 大倉 精一君(大倉精一君の補欠)

同 梶原 茂嘉君(岸良一君の補欠)

同日衆議院から、左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

閉鎖機關令の一部を改正する法律案

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

北海道開港公庫法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

一昨十一日衆議院事務総長から本院事務総長宛、三月十九日予備審査のため送付した左の議案は四月六日委員会において議決を要しないものと決した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(岡良一君外十二名提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

昭和三十一年度一般会計年度事務負担行為総調書議決報告書

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

農業改良資金助成法案可決報告書

地代家賃統制令の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

計量法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

屋三十坪以下に対して、改良工事もしくは大修繕と認められた工事の部分に、対し家賃の値上げを認めるといふものであります。なるほど個々の家主にとつては、低家賃なるがゆゑに家を修繕する余裕がなかったかもしれませう。しかし、現行法の第八條には、都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合に、建設省令の定めるところにより、職権又は借主の申請により、地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額を減額することができるとあり、その二項には、「貸主が、借地又は借家の維持に必要な措置を怠る等の事由により、借地又は借家が不良となつたとき」と規定し、老朽家屋に対しては、修繕を施さねばならぬ点が家主に義務づけられておるのであります。しかるに、本改正案はこれらの老朽家屋に對し、改良工事もしくは大修繕を施せば、公然と家賃を値上げすることができるとあります。政府の説明によりますと、一坪二千円程度の修繕をすれば、坪四十円程度の値上げを認めることになりまゝ。たとへば十坪の借家の場合には四百円、十五坪の借家の場合には六百円と、それぞれ大幅の値上げが公然とできることになりまゝ。このように家賃が大幅に値上げされた場合、現在低家賃で居住している人たちが、果して生活に脅威を抱かすにおられるではありませんか。また、国民生活の上から、このようにして居住権が脅かされ、生活の不安を生ずることは火を見るより明らかであります。

す。それだけでなく、家主は家賃の値上げがしたくつてうすうすしておるのに、法律で公然と値上げができますれば、借家人の気持ちをじんじやくすることなく、老朽家屋に改良工事を加えたり、大修繕を施したりして、一斉に値上げを申請することでありまゝしょう。さらに、その付近の家屋でやみ値で貸家をしてたり、貸間をしておる家主も、次々とやみ値をつり上げて、借家人や間借人に押しつけてくることでありまゝしょう。それだけでなく、今日ではやみ家賃が横行して、べらぼうに高い不当な家賃で借家生活をしておるといふのが現状であります。これらのやみ家賃に對し、現行法上から嚴重なる取締りが実施されているかと申しますと、これらのやみ家賃に對し、そのほとんどが取り締まれることなく、放任されておるといふのが今日の状態でありまゝ。従つて、本改正案が成立を見ましたならば、やみ家賃はますます横行すると同時に、やみ家賃の値上げにますます拍車をかけることも、これまた明らかなことでありまゝ。こうした情勢から見て、本改正案を出すことは、事実上の地代家賃統制令を撤廃したと同じ結果となり、国民生活に欠くことのできない住宅問題が、かような点で脅かされるとともに、本法律案立法の精神に反し、一部家主の利益を擁護するがごとき本法律案改正には絶対反対するものであります。

以上をもつて私の討論を終結いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。まず、地代家賃統制令の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、農業改良資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長棚橋小虎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業改良資金助成法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年三月三十日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井 彌八郎
(小字及び一は衆議院修正)

農業改良資金助成法案
農業改良資金助成法

第一条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として自主的に、

能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得することを促進するため、農業者等に対する技術導入資金の貸付又は農業者等が融資を受ける施設資金に係る債務の保証を行う都道府県に對し、政府が必要な助成を行つて制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「技術導入資金」とは、農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる能率的な農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ)の技術の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「施設資金」とは、農業経営の改善を図るために必要と認められる農機具、畜舎、農業用道路その他の施設の改良、造成又は取得に要する資金(技術導入資金を除く)で政令で定めるものをいう。

(政府の助成)

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより次に掲げる事業を行つときは、当該都道府県に對し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

一 農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)に對する技術導入資金の貸付

二 農業者等が農業協同組合から施設資金を次に掲げる条件で借り受けることにより当該農業協同組合に對して負担する債務の保証

イ 利率が、年一割五厘をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める率以内であること。

ロ 償還期間及び据置期間が、それぞれ十年及び三年をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める期間であること。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別並に同項第一号及び第二号の事業別に、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

3 政府は、都道府県が第一項第二号の保證に係る貸付金につき当該農業協同組合との契約により利子補給を行つときは、当該都道府県に對し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができ。

(貸付金の限度)

第四条 前条第一項第一号の貸付に係る資金(以下「貸付金」という。)の一農業者等ごとの限度額は、技術導入資金の種類ごとに、農林省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の七十とする。

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、技術導入資金の種類ごとに、三年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の償還は、償還期間が一年以内の貸付金にあつては一時払の方法、その他の貸付金にあつて

は均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることが出来る。

(保証人)

第六条 第三項第一号の貸付については、都道府県は、貸付金の貸付を受ける者に對し、保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付の申請)

第七條 第三項第一号の貸付は、同条に規定する者からの申請によつて行ふものとする。

(貸付を行ふ場合)

第八條 第三項第一号の貸付は、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が申請に係る技術導入資金をもつて能率的な農業の技術を導入することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業の技術を導入することが必要であると認められる場合に限り、行ふものとする。

(一時償還)

第九條 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第五條の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に對し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することが出来る。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付の条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十條 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することが出来る。

(違約金)

第十一條 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第九條の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額百円につき一日三錢四厘の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(債務保証規程)

第十二條 都道府県は、第三項第一項第二号の事業を行おうとするときは、債務保証規程を定め、農林大臣に提出してその承認を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の債務保証規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 第十九條の基金の管理方法

二 保証の金額の合計額の最高限度

三 一被保証人についての保証の金額の最高限度

四 保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度

五 保証契約の締結及び變更に関する事項

六 被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証債務の弁済に関する事項

八 求償権の行使方法及び償却に関する事項

(保証債務の合計額の限度)

第十三條 都道府県は、第三項第一項第二号の保証を行ふに當つては、当該保証を行ふことにより負担する保証債務の額に当該保証をするまでに行つた同号の保証により負担するすべての保証債務の額の合計額を加えた額が第十九條の基金として管理する額に政令で定める倍率を乗じて得た金額をこえることとならないようにしなければならない。

(債務保証の限度)

第十四條 第三項第一項第二号の保証の金額の一被保証人についての限度額は、被保証人が負担する同号の債務の額の百分の八十とする。

(債務保証の申請)

第十五條 第三項第一項第二号の債務の保証は、農業者等からの申請によつて行ふものとする。

(債務保証を行ふ場合)

第十六條 第三項第一項第二号の債務の保証は、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が当該申請に係る施設資金をもつて改良され、造成され、又は取得される第二條第二項の施設を利用して農業を営むとすればその経営を著しく改善する見込みがあり、当該施設の改良、造成又は取得のためには当該施設資金の貸付を受けることが必要であり、かつ、当該貸付を受け

要であり、かつ、当該貸付を受けるためには当該債務の保証による以外には他に適當な方法がないと認められる場合に限り、行ふものとする。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外)

第十七條 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定は、都道府県が行う第三項第一項第二号の事業については、適用しない。

(特別会計)

第十八條 都道府県が、第三項第一項に規定する事業を行ふ場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行なふなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三項第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金(第十一條の規定による違約金を含む)、保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得する金額及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、保証債務に係る弁済金、貸付及び債務の保証に関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(基金)

第十九條 特別会計においては、保証債務の弁済金の財源に充てることを目的とする一般会計からの繰入金及び保証債務の弁済金の財源に充てることを条件として第三條

第一項の規定により交付された補助金を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として管理しなければならない。都道府県が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金額についても、同様とする。

(事務の委託)

第二十條 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三條第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付及び債務の保証の決定を除く)を農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行ふ農業協同組合連合会に委託することが出来る。

2 前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十條の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行ふことが出来る。

(補助金の額)

第二十一條 政府が第三項第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額又は都道府県ごとに農林大臣が定める金額のどちらか低い額以内とする。

(納付金)

第二十二條 都道府県は、第三條第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の一部を政府

から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

一 第三条第一項第一号の事業を廃止した場合には、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後の貸付金の未貸付額を受けた貸付金の償還金の額の合計額

二 第三条第一項第二号の事業を廃止した場合には、その廃止の際における第十九条の基金として管理されている金額及び保証債務の弁済によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額の合計額

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

11 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

12 第八條第一項第二号中「耕土培養事業において」を「第十條に規定する土地について行つた耕土培養事業において」と改め、耕土培養事業の施行者として当該耕土培養事業の施行者一に改める。

13 水稲健苗育成施設普及促進法(昭和二十九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

(国の助成措置)
第十條 政府は、毎年度、国の普及計画を実施するために必要な資金をあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることが出来る。

から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

一 第三条第一項第一号の事業を廃止した場合には、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後の貸付金の未貸付額を受けた貸付金の償還金の額の合計額

二 第三条第一項第二号の事業を廃止した場合には、その廃止の際における第十九条の基金として管理されている金額及び保証債務の弁済によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額の合計額

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

「棚橋小虎君登壇、拍手」
〇棚橋小虎君 たいだ議題になりまして農業改良資金助成法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案の目的とするところは、農業者が農業経営の改善のため自主的に能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、または取得することを促進するため、農業者等に対する技術導入資金の貸付または農業者等が融資を受ける施設資金にかかる債務の保証を行つて都道府県に對し、政府が必要なる助成を行つて制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増進に資することによりとすものである。

しかして、この法律案が提出されるに至つた理由として、大よそ次のように述べられております。すなわち、まづ技術導入資金の貸付については、農業改良のための補助金、特に直接農家に交付されるものは、いわゆる奨励的補助であつて、新しい技術を導入するに當つて、そのための資本投下を必要とする場合に危険の負担を伴ふことがあるので、無償の資金を供給することによつて技術の導入を円滑にするためとされてゐるもので、その技術が相当普及した場合は、農家の一般営農資金による自主的な実行にゆだねられる建前とされてゐる。しかしながら、技術によつては、ある程度普及して、すでに補助金の対象とする理由が薄らいだか、なお若干の危険が残つておつて、一般営農資金による実施に移してしまふには、まだへだたりのあつて、何らかの奨励措置を続ける必要のあるものが相当数に達してゐる、従つて補助金

と一般営農資金との中間にあつて、農業者が農業技術を導入するに當つて、都道府県がこれに無利子の資金を貸し付けるといふ新しい奨励制度を設け、従来の補助金制度と並んで、農業経営の改善と農業生産力の発展のための財政的支柱とすることが必要であると考へ、あわせて現在補助事業に對して提起されてゐる批判にもこたへようとするものであります。

また、施設資金にかかる債務の保証については、現在農業協同組合系統資金に相当な余裕金があり、また一方農家の側には農業経営改善のための各種固定施設に對して多大の資金の需要があるものであるが、リスクその他の理由から、これらの需要に對し、系統資金の融通に円滑な場合が少なく、かかる際における資金の融通を円滑にするため、都道府県が系統融資の債務保証を行つて制度を設けることが適切であると考へられるためであるとされております。

しかして、この法律案の内容についてその概略を申し上げますと、第一は、この法律によつて貸し付けることになる資金でありまして、これは技術導入資金と施設資金の二通りに分けられており、第二は、政府の助成についてでありまして、都道府県が農業者等に対して技術導入資金を貸し付け、農業者等が農業協同組合から、施設資金をその種類ごとに利率、償還期間及び据置期間等について政令で定める一定条件をもつて借り受けることによつて、その農業協同組合に對して負担する債務の保証を行つときは、政府はその都道府県に對して、必要な資金の一部を補助することができるとし、

第三は、技術導入資金の貸付についてでありまして、貸付金の一農業者等こととの限度額は資金の種類ごとに基準額の七割利率は無利子、償還期間は資金の種類ごとに三年以内で政令で定め、保証人を立て、連帯して債務を負担すること等を初めとして、貸付の申請及び貸付を行う場合、貸付金の目的外使用等の際における一時償還、災害その他政令で定める理由による償還金の支払いの猶予及び違約金等について規定してゐるのであります。第四は、施設資金に對する債務保証についてでありまして、都道府県は債務保証規程を定め、農林大臣の承認を受けなければならぬこととし、さらに都道府県の保証債務の合計額及び一被保証人についての債務保証の限度、債務保証の申請及び債務保証を行う場合等を規定してあります。第五は、都道府県が以上の事業を行つ場合の経理についてでありまして、それは政令で定めるところによつて特別会計を設けて行ななければならぬこととし、その歳入及び歳出について規定するとともに、保証債務の弁償金の財源については、これを基金として管理しなければならぬことを定めてあります。

以上のほか、都道府県のこれら事業にかかる事務の一部の農業協同組合連合会への委託、国が都道府県に交付する補助金の額及び都道府県が事業を廃止した場合の政府への納付金等について規定し、なお附則において、耕土培養法及び水稲健苗育成施設普及促進法の助成規定についてこれを改廃するの改正を加えてあります。

以上のような政府の原案に對して、衆議院において、農業者等が都道府県

の債務の保証を受けて農業協同組合から借り受ける施設資金に對して、都道府県が行つた利子補給の財源に關する政府の措置について、新たに規定を設け、四月一日からなるおる施行の期日を公布の日から改め、さらに、本法律案の付則で削除されてゐる耕土培養法及び水稲健苗育成施設普及促進法に關する資材購入費に對する国の補助に關する規定を、現行通り復活させる等の修正を加えて本院に送付して参つたのであります。

委員会におきましては、農林当局との間に、従来行われてきたような補助金制度と、本法律案による貸付金制度との得失、特にこれがわが国の後進、かつ零細な農業に及ぼす影響、技術導入資金の貸付対象に予定されてゐる技術及びその内容、これら技術の普及状況、これらの事業は従来おこなつた補助事業として行われていたものであるが、これが普及の現況において、融資事業に切りかへることの當否、農業改良普及制度の現況及びこれが本法運用との關係並びにその拡充、債務保証の対象となる施設資金の融資条件及びその當否、融資対象に予定されてゐる農業者の団体の種類及びその適否、都道府県信用農業協同組合連合会に事務を委託する場合、委託の範囲及びその取り扱い方法、並びにこれが當否等、本法律案に直接關係する問題から、わが国零細農業政策及びこれに伴う農業行政機構のあり方等の基本的な問題にわたつて、各般の事項について、きわめて熱心な質疑応答が行われたのであります。なお、これが詳細は會議録に議することを御了承いただきたいのでありますが、これらの質疑応答に關する結

論が要約されたものが、後に述べることになつております。森委員の提案にかゝる付帯決議であると考えられます。かくして質疑を終り、討論に入りまして、森委員から、「本法による資金制度にかかわらず、わが国農業の後進性かつ零細性にかんがみ、補助金制度はますます拡充すること、新しい技術の確立と農業改良普及制度の強化に努めること、中央及び地方を通じて、本法運用の行政機構を真に技術改良の推進に役立つように明確にし、かつこれを整備すること、施設資金の融資条件を極力緩和し、かつ資金の取扱い手数料を適正にすること、事務委託機関として系統農業協同組合の活用をはかること」等を内容とする付帯決議の動議が提出され、他に別に発言もななく、就いて採決の結果、全会一致をもって、森委員提出の付帯決議とともに、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部の問題に供します、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四より第十七までの諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員会理事宮田重文君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔宮田重文君登壇、拍手〕

○宮田重文君 ただいま議題となりました諸議につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件諸議は、北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の諸議五件、簡易保険診療所の増設等に関する諸議五件、簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する諸議五件、簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する諸議五件、兵庫県明石市鷹匠町に郵便局設置の諸議、郵便年金支給額増額に関する諸議、郵便年金支払額更正に関する諸議、福島市向鎌田地区に郵便局設置の諸議、小規模郵便局制度改革に関する諸議、愛媛県七川郵便局存置に関する諸議、宮城県中新田駅前郵便局の集配事務存続に関する諸議、岩手放送株式会社放送出力変更に関する諸議、愛媛県小鈴谷町の電話増設に関する諸議、群馬県藤岡市藤岡地区に無集配特定郵便局設置の諸議の三十件であります。

当委員会におきましては、以上の諸議につきまして慎重審議の結果、いずれも願意を妥協と認め、これを採択し、議院の會議に付し、かつ内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの諸議は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸議は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。午後零時二十五分散会

○本日の會議に付した案件

一、議員の請願

一、裁判官強迫裁判所裁判官の選挙一、日程第一 地代家賃統制令の一部を改正する法律案

一、日程第二 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第三 農業改良資金助成法案

一、日程第四乃至第十七の諸議

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 重宗 雄三君

議員
上林 忠次君 梶原 茂嘉君
柏木 庫治君 山川 良一君
森田 義衛君 村上 義一君
三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 土田 太郎君
田村 文吉君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬 莊太郎君
杉山 昌作君 島村 軍次君
佐藤 尚武君 河野 謙三君

小林 武治君 後藤 文夫君
加藤 正人君 武藤 常介君
井上 清一君 伊能 芳雄君
小澤 久太郎君 青柳 秀夫君
酒井 利雄君 白川 一雄君
菊田 七平君 中川 幸平君
藤原 亨君 上原 正吉君
藤野 繁雄君 木島 虎藏君
西川 甚五郎君 宮田 重文君
一松 政二君 谷口 弥三郎君
左藤 義隆君 中山 壽彦君
野村 吉三郎君 泉山 三六君
津島 壽一君 斎藤 昇君
佐野 廣君 小橋 治和君
宮澤 喜一君 大谷 賛雄君
石井 桂君 雨森 常夫君
西川 弥平治君 白井 勇君
横山 フク君 松平 勇雄君
深川 タマエ君 最上 英子君
寺本 廣作君 青山 正一君
寺本 廣作君 青木 亨弘君
秋山 俊一郎君 横川 信夫君
高野 一夫君 野本 品吉君
松岡 平市君 川村 松助君
平井 太郎君 西郷 吉之助君
堀 末治君 中川 以良君
杉原 荒太君 一松 定吉君
黒川 武雄君 石坂 豊一君
木村 篤太郎君 久保 等君
高田 なほ子君 安部 キミ子君
山本 經勝君 河合 義一君
岡 三郎君 井村 徳二君
三木 與吉郎君 小笠原 三男君
重政 庸徳君 川口 爲之助君
小柳 牧衛君 赤松 常子君
平林 剛君 古池 信三君
木内 四郎君 山下 義信君
山下 義信君 小野 義夫君
井上 知治君 長谷 部ひろ君
千田 正君 龜田 得治君

矢嶋 三義君 吉田 法晴君
加瀬 完君 藤田 進君
湯山 勇君 千葉 信君
近藤 信一君 田畑 金光君
大倉 精一君 永岡 光治君
阿具根 登君 天田 勝正君
秋山 長造君 棚橋 小虎君
羽生 三七君 森下 政一君
小酒井 義男君 戸叶 武君

建設大臣 馬場 元治君

政府委員 農林政務次官 大石 武一君
郵政政務次官 上林 山榮吉君

昭和三十一年四月十三日 参議院會議録第三十五号

四五八

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部

十五円
(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(東京電報)